

公明新聞記事 平成17年8月19日 (金)

受領委任払い で負担を軽減

福岡

【笹栗純夫】
前原市議

原市は、今年4月から介護保険による住宅改修費や福祉用具購入費の支払いに「受領委任払い制度」を導入、利用者に喜ばれています。

介護保険では、転倒防止などの住宅改修費（限度額20万円）や福祉用具の購入費（同10万円）の9割を市が支給、1割を利用者が負担します。同制度は、従来のように利用者が全額を一時立て替える必要がなく、市に事前に申請すれば業者に1



割払うだけで済みます。残り9割は、市から直接業者に支払われます。

同制度導入は、私が利用者の負担軽減の立場から2003年の決算特別委員会で提案。04年12月議会でも再度、実現を迫り、河野正雄市長が05年度の実施を確約していました。同制度の利用数は7月末まで17件。今後市に制度の周知と利用促進を要請していきます。